

第2章 基本的な視点

1. 基本理念

- 第4次計画では「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、社会全体が障がい者への必要かつ合理的な配慮を真摯に考え、社会を構成する個々人の支え合いにより合理的配慮の実践が広がっていく社会をめざすとともに、障がい者に対する支援を拡充していくことを通じて、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らすインクルーシブな社会の実現を目指していました。
- この基本理念は、国の障害者基本計画における基本理念と共通しており、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加することを促進し、眞の共生社会を実現するために引き続き重要な視点であることから、本計画においても大筋で継承し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を本計画の基本理念とします。
- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、すべての障がい者が分け隔てされることなく、また障がい者やその家族が孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残されない大阪」の実現に向け、地域の多様な主体が互いに理解し合い、支え合うことで、包容力のある地域が育まれ、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざすことを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものです。
- また、障害者権利条約に基づく、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するという理念に加え、今後の障がい福祉を支える地域を育む視点を盛り込むとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」ことや令和7年に開催が予定されている大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」をも勘案し、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念にすべきであると考えています。

2. 基本原則

- 基本理念に掲げられた共に生きる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有することが必要

です。

- 加えて、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組む姿勢が重要となります。この「底上げ」とは、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせるということ、また、地域やあらゆる主体が切磋琢磨し、様々なサービス水準が向上し、支援の質が高まることをめざすものです。
- このような観点から、以下の5つの基本原則を示します。

(1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持

障がい者が権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持できる差別のない社会の構築に一層取り組んでいきます。また、本人をはじめ社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援につなぐことにより、障がい者虐待の防止に向けた取組みを進めていきます。

(2) 多様な主体の協働による地域づくり

多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を実現していくため、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を推進していく地域を育んでいきます。

(3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ

大阪府や市町村が連携を強化し、あらゆる地域で支援を行き届かせるとともに、事業所間での連携を図りつつ、地域や多様な主体が切磋琢磨し、あらゆる分野でサービス水準を向上させ、支援の質を高めていきます。

(4) 合理的配慮によるバリアフリーの充実

依然として障がい者に対する差別・偏見が存在しているため、今後も障がい特性を勘案した合理的配慮の周知啓発を図るとともに、社会的障壁の除去に向け、ハード面・ソフト面でのバリアフリーの充実に努めていきます。

(5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会とともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していきます。